

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みちのく白寿会（以下「この法人」という。）の定款8条及び第21条の規定にもとづき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条にもとづき置かれている者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の名称のいかんを問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用と明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいい、報酬と明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員のうち理事長である代表理事の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員のうち施設職員を兼務する役員に対する報酬は支給せず、給与規程第5条2項を適用する。
- 4 常勤役員の退職に当っては、原則として退職慰労金は支給しない。ただし、この法人に対する功労が顕著でそれに報いる必要がある場合は、評議員会の承認を得て支給することができる。
- 5 非常勤役員には、理事会等出席の都度、定額を支払うものとする。
- 6 評議員には、評議会等出席の都度、定額を支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員である理事長の報酬は、別表1「理事長手当及び役員賞与」に定める額とし評議員会の決議を得るものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 3 各評議員の報酬は、別表3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員が、その職務の執行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する通勤費として通勤手当を支払い、その計算方法は、給与規程に準ずる。
- 3 非常勤役員及び評議員には交通費の実費を支給することができる。
- 4 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を旅費規程に準じて支給することができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

別表1 (第4条関連) 理事長手当及び役員賞与

1. 理事長に一定額の理事長手当を支給する。
2. 理事長手当及び役員賞与は年総額600万円以内とする。

別表2 (第4条関連) 非常勤役員の報酬

理事及び監事 会議出席の都度 5,000円(源泉所得税控除後)

別表3（第4条関連）	評議員の報酬
会議出席の都度	5,000円（源泉所得税控除後）

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。